

小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者となった者及びその者が勤務する事業所等に対し小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、骨髄等の提供希望者の増加及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する骨髄等の提供者及びその者が勤務する事業所等（市内に所在するものに限る。以下「勤務事業所等」という。）とする。

- (1) 公益財団法人骨髄移植推進財団（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業にドナー登録（以下「骨髄バンクドナー登録」という。）を行い骨髄等の提供を完了した者
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市税の滞納がない者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、骨髄等の提供のための通院又は入院の日数（以下「通院等の日数」という。）に、骨髄等の提供者に対する奨励金にあつては2万円を、勤務事業所等に対する奨励金にあつては1万円を乗じて得た額とする。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は、7日とする。ただし、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等を除くものとする。

- (1) 健康診断のための通院の日数
- (2) 自己血貯血のための通院の日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院の日数
- (4) その他骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院等の日数

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする骨髄等の提供者は、小山市骨髄移

植ドナー支援事業奨励金交付申請書（ドナー用）（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から 1 年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付を受けようとする勤務事業所等は、小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付申請書（事業所用）（様式第 2 号）に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から 1 年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄等の提供者との雇用関係が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに審査を行い、奨励金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する奨励金の交付の可否の決定に当たり、第 2 条の交付対象者としての要件に関する審査を行うため、前条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）の同意の上、市税の納付状況及び勤務事業所等についての調査を行うことができる。

3 市長は、第 1 項の規定により奨励金の交付の可否及び交付額を決定したときは、小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付決定通知書（様式第 3 号）又は小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知の上、奨励金の交付を可と決定した申請者に対し、速やかに奨励金を交付するものとする。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に骨髄等の提供を行った者から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

小山市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話

小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付申請書（ドナー用）

小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、骨髄移植ドナー支援事業奨励金の交付を受けたく次のとおり申請します。

		※申請番号							
ドナー氏名									
対象期間		年 月 日から 年 月 日まで (日分)							
振込先	金融機関	金融機関名		店舗名					
		銀行 信 金		本店・支店					
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号					
	(フリガナ) 口座名義								

※印の欄は、記入しないでください。

- (添付書類) (1) 財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
(2) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

小山市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者 印
電 話

小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付申請書（事業所用）

小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、骨髄移植ドナー支援事業奨励金の交付を受けたく次のとおり申請します。

		※ 申 請 番 号							
事 業 所 名									
ド ナ ー 氏 名									
対 象 期 間		年 月 日 から							
		年 月 日 まで		(日 分)					
振 込 先	金 融 機 関	金融機関名		店舗名					
		銀 行		本店・支店					
		信 金							
	預 金 種 別	1 普通 2 当座	口座番号						
	(フリガナ) 口座名義								

※印の欄は、記入しないでください。

- (添付書類) (1) 骨髄等の提供者との雇用関係が確認できる書類
(2) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第5条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

住所又は所在地
申請者

氏名又は名称 様

小山市長

印

小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった骨髄移植ドナー支援事業奨励金
については、次のとおり交付することに決定しましたので、小山市骨髄移
植ドナー支援事業奨励金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

	※ 申請番 号	
申請者名		
交付決定額		円

様式第4号（第5条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

住所又は所在地
申請者

氏名又は名称 様

小山市長

印

小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった骨髄移植ドナー支援事業奨励金については、下記の理由により交付できませんので、小山市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

（理由）